

とちぎ e スポーツ地域活性化実行委員会事業委託業務 評価基準

1 評価項目及び各項目の配点等

次のとおりとし、各選定委員が採点する。

(100 点満点)

項目	評価の視点	配点
1 趣旨・目的の理解		
趣旨・目的の理解	委託業務の趣旨、目的及び業務内容を十分に理解しているか。	5
2 運営体制及び実績		
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> 各業務を円滑に遂行できる人員数、体制となっているか。 各業務の責任者は同種の催事の担当経験を有するとともに、業務の履行に適切なノウハウを有する人選となっているか。 	5
類似業務の実績	運営団体は過去において e スポーツの大会や体験会など、e スポーツに関係する催事について良好な運営実績があり、本事業においても同等の成果が期待できるか。	5
3 企画提案内容の優良性		
(1) e スポーツ理解促進事業		
優良性	<ul style="list-style-type: none"> 他都市等での事例や業務実績を踏まえ、体験会や講座を実施したことにより、e スポーツに初めて取り組む者や子どもなど、様々な層が e スポーツに興味を持ち、楽しめるとともに、理解・関心を高める内容の提案となっているか。 実施内容は他都市での類似の事業と比較し、参加者及び来場者に斬新さを感じてもらえるような独創性を有した提案内容となっているか。 	10
創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> 提案者の強みを活かした創意工夫により魅力あるイベントとなるような提案がなされているか。 体験会にあってはいきがづくり、世代間交流、認知機能維持・向上等に繋がるような工夫、講座にあっては、受講者が e スポーツに興味を持ち、今後プレイヤー、スタッフとして e スポーツに関わることに繋がるような工夫をしているか。 	10
(2) とちぎ e スポーツフェスタ事業		
優良性	<ul style="list-style-type: none"> 競技種目の選定やイベント構成に関し、e スポーツが地域活性化に効果があることを成果として示すことができるよう、若者等を中心に多くの来場者が見込める内容の提案となっているか。 多様な層が参加でき、競技者のみならず、観覧者も十分楽しめる企画となっているか。 提案内容は他都市での類似の事業と比較し、参加者及び来場者に斬新さを感じてもらえるような独創性を有した提案内容となっているか。 	20
創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> 提案者の強みを活かした創意工夫により魅力あるイベントとなるような優れた提案がなされているか。 大会計画、スタッフの配置、会場レイアウトなどに工夫があるか。 	10
情報発信・広報	参加者の募集、企画の告知等イベントの広報について、県内外の多くの人の集客につながる効果的な情報発信・広報手法であるか。	10
4 継続性		

	継続性	本仕様書指定の企画又は提案者の独自提案など事業全体を通して、ビジネスでの活用を意識した取り組みや企業利益に繋がるような活動、その他、企業協賛を獲得できる取り組みなど、栃木県内でのeスポーツの自走化に繋がるような継続性や発展性が期待される内容の提案となっているか。	10
5 中立性			
	中立性	事業者の提案した内容は特定の利便性の向上にとどまることなく、社会的に公平な業務成果を示すことができるか。	5
6 専門的知識			
	専門的知識	eスポーツの体験会や競技会など、本事業を遂行するにあたり必要な専門的知識を有しているか。	5
7 必要経費			
	必要経費	業務内容に見合った適切な経費であるか。	5
計			100

【評価基準】

評価点数	5点	特に優れている
	4点	優れている
	3点	普通
	2点	やや劣っている
	1点	劣っている

- 評価項目ごとに、5から1までの整数で絶対評価を行う。
- 配点が10点の項目は、評価点数に2を、20点の項目は、評価点数に4を乗じて得た数を得点とする。

例「eスポーツ理解促進事業の優良性」について4点をつけた場合

$$4 \times 2 = 8 \text{ 点}$$

(選定委員)

所属・職名
生活文化スポーツ部スポーツ振興課長
生活文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツ企画担当職員
一般社団法人eスポーツとちぎ代表理事
一般社団法人栃木県eスポーツ連合事務局長
外部有識者

2 選定方法

ア 企画提案者ごとに、各選定委員がつけた評価点の中で、「最高点及び最低点を除いた残りの評価点を平均した点数が最も高い者」を契約候補者として選定する。

イ アにおいて、最も高い者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。

ウ ア及びイによる選定方法により、契約候補者が決まらない場合は選定委員会で再審議の上、契約候補者を選定する。

エ ア、イ及びウに関わらず、アの方法により算出した平均点が50点未満の場合は契約候補者として選定しない。